

平成26年度11月補正予算（案）

地方公共団体情報システム機構

様式第7号

(債務負担行為関係)

債務負担行為の事項、限度額、行為年度及び機構の負担となる年度

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
中間サーバー共同化・集約化業務	22,020,000	平成26年度	平成27年度から 平成30年度

平成 26 年度 11 月補正予算の概要について

1 補正の事由

中間サーバー共同化・集約化業務

中間サーバーを共同化・集約化した中間サーバー・プラットフォームの構築については、平成 26 年度後半から平成 27 年度に行うため、平成 26 年度予算作成時には構築経費のうち 19 億円を予算計上し、120 億円を債務負担行為に計上していたが、調達方法を検討した結果、トータルコストを引き下げるため、平成 28 年度から平成 30 年度の中間サーバー・プラットフォームの運用()経費を含めて調達することとし、追加となった運用経費等を債務負担行為に計上しようとするものである。

ハードウェア及びソフトウェアの保守、稼働監視、障害対応等

2 補正予算書

補正債務負担行為関係

〔平成 27 年度以降における機構の債務内容を示すもの〕

(補正後)

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
通知カード及び個人番号カードに係る作成・発行等業務	5,944,000	平成 26 年度	平成 27 年度から 平成 28 年度
中間サーバー共同化・集約化業務	22,020,000	平成 26 年度	平成 27 年度から 平成 30 年度

(補正前)

(単位：千円)

事 項	限度額	行為年度	機構の負担 となる年度
通知カード及び個人番号カードに係る作成・発行等業務	5,944,000	平成 26 年度	平成 27 年度から 平成 28 年度
中間サーバー共同化・集約化業務	12,000,000	平成 26 年度	平成 27 年度

【補正の内容】

中間サーバー共同化・集約化業務

債務負担行為 10,020百万円の増

中間サーバー・プラットフォーム運用の調達に要する経費

「役員の報酬及び退職金について」の改正について

地方公共団体情報システム機構第1回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第6号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、機構の役員の俸給月額の上限を引き下げるものである。

2 改正内容

第1項第1号の表を次のとおり改正する。

役 職	俸給月額
理事長	1, 174, 000円以内
副理事長	1, 034, 000円以内
理事	817, 000円以内
監事	760, 000円以内
非常勤役員	200, 000円以内

3 経過措置（現給保障）

平成30年3月31日までの3年間、現行の俸給月額の水準を維持する。

4 実施時期

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

役員の報酬の改定について

地方公共団体情報システム機構第1回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第6号）第1項第6号に基づき、役員の報酬の改定について、次のとおり報告する。

1 改定理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、役員の俸給及び勤勉手当を改定するものである。

2 改定内容

(1) 地方公共団体情報システム機構役員給与規程第4条第1号から第4号までに規定する俸給月額を次のとおり改定する。

	改定後	改定前
理事長	1,034,000円	1,055,000円
副理事長	964,000円	984,000円
理事	817,000円	834,000円
監事	760,000円	776,000円

(2) 地方公共団体情報システム機構役員給与規程第14条第2項に規定する勤勉手当基礎額に乗ずる割合を次のとおり改定する。

ア 平成26年12月1日以降

改定後	改定前
100分の92.5	100分の77.5

イ 平成27年4月1日以降

改定後	改定前
100分の85	100分の92.5

3 経過措置（現給保障）

平成30年3月31日までの3年間、現行の俸給月額の水準を維持する。

4 実施時期

この改定は、平成26年12月1日から実施する。ただし、2（1）及び（2）イについては、平成27年4月1日から実施する。